

NPO法人いわて生活者サポートセンター

第5回 総会

- 1. 日時 2007年5月22日(火) 午前10:00から
- 1. 場所 プラザおでって3階 特別会議室
- 1. 理事 阿部和平、姉帯幸子、小泉寛、斎藤倫史、島昭子、須山通治、
芳賀聡、三上邦彦
- 1. 監事 川村憲司、小水内長功
- 1. 事務局 阿部江利子、水堀久美子
- 1. 会員出席者
参加者名簿参照

第5回 総会議事次第

- 1. 資格確認
- 1. 開会
- 1. 議長選出
- 1. 議事録署名人委嘱および書記任命

- 1. 理事長挨拶
- 1. 議案審議
 - 第1号議案 第5期(平成18年度)事業報告ならびに貸借対照表、
収支計算書、財産目録の承認の件
 - 第2号議案 第6期(平成19年度)事業計画承認の件
 - 第3号議案 平成19年度会費金額承認の件

- 1. 議長退任
- 1. 閉会

議 事

第 1 号議案 第 5 期（平成 18 年度）事業報告ならびに貸借対照表、収支計算書、財産目録の承認の件

1. 社会情勢

(1) 平成 13 年に制定された DV 防止法は 3 年ごとに見直しが行われることになっており、平成 16 年にその 1 回目が行われております。この見直しでは、法律の対象として配偶者のみならず元配偶者からの継続的暴力も含まれるほか、身体的暴力だけでなく心身に影響を及ぼす言動も暴力として含まれるようになりました。また、保護命令の対象も元配偶者及び被害者と同居している子も含まれる他、退去命令の期間が延長され、全体的に被害者の保護に厚みが持たされたかたちとなっております。しかしながら、平成 17 年度の全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は約 52,000 件で過去最高にのぼり、平成 18 年度はそれを上回る傾向にあります。

平成 19 年は 2 回目の見直しの年にあたり、法律の対象となる加害行為や被害者の定義の幅を広げることで DV 防止法の実効性を高めるよう要望されておりますが、DV 被害者の生活自立および再建の問題など総合的支援のありかたについて課題が残されております。

(2) 児童虐待が全国で相次いでおりますが、岩手県でも相談件数が急増しております。県福祉総合相談センター（児童相談所）が平成 17 年度に受け付けた相談によると、最も多いのが身体的暴力で全体の約 38%、次に、食事を与えなかったり同居人に虐待されていることを放置するネグレクト（養育放棄）が約 31%、心理的暴力が約 29% となっております。

児童虐待防止法により、虐待が疑われる場合でも児童相談所や市町村の児童福祉課などに通告することができることから、虐待の早期発見と対応強化のためには地域と各専門機関との連携が不可欠であると考えられます。

(3) 障害者自立支援法が平成 18 年 4 月に施行され、障害者及び障害児がその有する能力などに応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害の種別を問わず一元的にサービスが提供される仕組みが創設されました。

介護保険制度にも見られますように、今や社会福祉制度は措置制度から契約に基づく福祉サービス利用制度へと転換されており、だれもが契約当事者となり得る時代となっております。

しかしながら、契約当事者となり得る本人の意思の尊重がどの程度まで図れるのか、また、判断能力が不十分な状態で公正な取引が可能なのかといった問題は残ったままです。

こうした中、「ノーマライゼーション、自己決定の尊重、残存能力の活用」といった新しい理念と本人保護の理念を主旨として構築されました成年後見制度があらためて注目されはじめております。

2. 事業報告

(1) ギャンブル依存症問題解決支援事業（語り合い空間 120）は、平成18年度も引き続き県福祉総合相談センター（県精神保健福祉センター）との共催で事業活動を行いました。

毎月第2、4木曜日 18：30 から 20：00 まで 本人のグループカウンセリング

毎月第3木曜日 18：30 から 20：00 まで 家族勉強会

※月会費 2,000 円

※スタッフ構成 当NPO法人 3名

県福祉総合相談センター 1名

岩手県立大学大学院生 1名

なお、平成19年度は県福祉総合相談センター（県精神保健福祉センター）より技術指導等による側面的支援を受けながら活動を進めることで合意に達しております。

(2) 平成18年7月14日付で県配偶者暴力被害者自立支援事業より補助金交付を受け、DV被害者の生活自立支援のために役立てております。

この補助金は、DV被害者が一時保護施設を退所し自立を図る際の経費を給付するもので、給付決定の審査等は当NPO法人が行います。さらに、転宅費用など補助金対象外の経費項目については当NPO法人が独自で支援しており、結果としてDV被害者の生活自立支援事業は、県と当NPO法人の二段階で構成されております。

県と民間団体との連携による資金援助事業は全国的にも珍しく、また、DV被害者の自立を妨げている要因の一つに経済的問題があるとも言われておりますだけに、当NPO法人の生活自立資金支援事業はますます重要性を帯びるものと思われれます。

なお、平成19年度県配偶者暴力被害者自立支援事業におきましては4月2日付補助金交付申請に向け手続きを進めてまいります。

(3) 子どもの権利を守る弁護士有志グループ15名の協力により、子どもの幸せを守る法律相談を平成17年8月よりスタートしておりますが、平成18年12月12日、学校でのいじめをテーマとしました無料法律相談会を開催いたしました。

これまで、子どもの権利に関する相談としては親権や養育費の問題、児童虐待問題を主として対応してまいりましたが、相次いで報告されました学校などでのいじめ問題も重要なテーマであると考え、今後、この取り組みを強化していくことをアピールいたしました。

- (4) 矢巾町社会福祉協議会「暮らしの相談所」より協力要請があり相談員を派遣した他、矢巾町社会福祉協議会が関わった相談案件について連携を図りながら対応してまいりました。

なお、平成19年度におきましても引き続き協力要請をいただいております。

- (5) 平成18年度の相談状況は別冊資料の通りです。

- (6) 岩手県への業務報告は別冊資料の通りです。

3. 会計報告


- (1) 非営利事業における寄付金収入と会費収入、および委託事業である家計簿診断料が大きな収入源になっております。
- (2) 現在、活動していただいておりますボランティアスタッフ5名については、当NPO法人の負担で、県社会福祉協議会のボランティア保険に加入していただいております。
- (3) 岩手県には、特定非営利活動促進法第3条、第5条、第29条第1項、規則第7条第1項及び第2項に従い、特定非営利活動に係る事業として別冊資料の通り決算報告を行ないます。
- (4) 当NPO法人は、定款第5条で定める特定非営利活動に係る事業のみを行っておりますが、税法上の収益事業にあたる活動があることから、別冊資料の通り決算報告を行います。

監査報告書

平成19年 4月 17日

特定非営利活動法人
いわて生活者サポートセンター
理事長 阿部 和平 殿

監事

川村 恵司 

監事

小水内 長功 

1 監査の概要

私たちは、特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンターの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業報告書、財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録、付属明細書)及び理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは、この監査を特定非営利活動促進法および特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンター定款に準拠して行った。

2 監査意見

1. 決算書類について

- (1) 事業報告書は、特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンター定款(以下、定款)に従い、状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 財務諸表は、定款に準拠しており、NPO法人の財産状態を正しく示しているものと認める。

2. 理事の業務執行状況について

理事は、定款に従い、総会において決定された事業計画に基づいて職務を執行しているものと認める。

以上

4. 役員及び事務局、ボランティアの状況

平成 18 年度の役員は理事 8 名、監事 2 名となっております。

また、事務局運営につきましては、専従事務局兼相談員 2 名、相談ボランティアスタッフ 3 名、カウンセリングスタッフ 1 名、生活支援スタッフ 1 名で対応しております。

(1) 役員 10 名

氏名	役職名	氏名	
阿部 和平	理事長	川村 憲司	監事
島 昭子	副理事長	小水内 長功	監事
姉帯 幸子	理事		
小泉 寛	理事		
斎藤 倫史	理事		
須山 通治	理事		
芳賀 聡	理事		
三上 邦彦	理事		

(2) 事務局員

相談員、兼、総務経理事務 2 名

(3) ボランティアスタッフ

・相談ボランティアスタッフ 3 名

家庭の悩み等の相談を行っております。

・カウンセリングスタッフ 1 名

ギャンブル依存症の他、家庭や職場での人間関係に悩んでいる方のカウンセリングを行っております。

・生活支援スタッフ 1 名

シェルター内の生活環境管理や日用品の管理や、相談者が小さいお子さんを同伴した場合の対応を行っております。

第2号議案 第6期(平成19年度)事業計画承認の件

1. 特定非営利事業活動に係る事業

DV、児童虐待、いじめ、自殺、多重債務など社会的に注目された事件や問題の背景には、「家族」「生活」といったキーワードが隠れております。これらへの取り組みは、単に問題解決を図るだけではなく、生活の自立や再生を視野に入れた総合的取り組みがなされる必要があります。家庭の悩み相談、心の悩み相談、暮らしの再建・自立支援の3つのメニューから成る「心と暮らしの相談支援事業」の一層の充実は、社会的ニーズにこたえるものであると考えます。

また、他の専門機関との連携を強化し「社会的サービス」の供給とそのシステム化を図り、様々な立場にある生活者の福祉向上の一役を担ってまいりたいと考えます。

2. 会員、寄付金の募集

① 会員募集

関係者もしくは関係団体、取引先等への賛同を求めながら、継続的に支援して下さる方々を募りたいと考えております。平成19年度の目標は次のとおりです。

個人会員・会費申込数	50名	250,000円
団体会員・会費申込数	20団体	500,000円
賛助会員・会費申込数	—	—
合計		750,000円

② 寄付金の募集

NPOに対する寄付金制度へのご理解をいただきながら、パブリシティの活用を含めて、多くの団体や関係機関を中心に募集をすすめてまいります。平成19年度の目標は次のとおりです。

個人申込数	—	—
団体申込数	5団体	3,000,000円
合計		3,000,000円

3. 収支予算案

平成19年度の収支予算案は別冊資料通りです。

第3号議案 平成19年度 会費金額承認の件

昨年度の会費金額と同じとします。

個人会員	年会費	5,000円
団体会員	年会費1口	10,000円で1口以上
賛助会員	会費1口	3,000円 1口以上

NPO法人いわて生活者サポートセンター

第5回 総会議事録

- 1.日時 平成19年5月22日(火) 午前10時00分
1.場所 盛岡市中ノ橋通1-1-10 プラザおでって3階 特別会議室
1.会員定数 60名
出席…本人出席 17名 書面議決 33名
合計… 50名

1.総会成立宣言

阿部江利子事務局担当より、午前10時00分現在の会員の出席数が、本人出席17名、書面議決33名の合計50名であり、定款第26条により成立要件を満たしていることを報告し、総会の成立を宣言した。

1.開会

島昭子副理事長より開会の挨拶が行われた。

つぎに、議長を選出するにあたり選出方法を諮ったところ「事務局」一任となり、佐々木順子会員を指名し、挙手による承認を求めたところ全員異議なく承認可決された。

1.議長選出

佐々木順子会員

1.書記任命並びに議事録署名人委嘱

書記の任命、議事録署名人の委嘱にあたり選出方法について諮ったところ「事務局」一任となり、書記は事務局、議事録署名人は理事長である阿部和平会員と佐藤軍一会員を指名し、挙手による承認を求めたところ全員異議なく承認可決された。

書記 水堀久美子(事務局)

議事録署名人 阿部和平会員、佐藤軍一会員

1.理事長挨拶

阿部和平理事長が理事会を代表し挨拶を行った。

ここで、議事に入った。

1. 議事

「第1号議案 第5期（平成18年度）事業報告ならびに貸借対照表、収支計算書、財産目録の承認の件」

（報告者 阿部江利子事務局担当）

事務局は、総会議案書および別冊資料にもとづいて事業報告ならびに貸借対照表、収支計算書、財産目録等決算関係について説明した。

社会情勢について、平成13年に制定されたDV防止法は3年ごとに見直しが行なわれているが、平成16年はその1回目の見直し、そして平成19年には2回目の見直しが行なわれることとなっている。平成17年度における全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は過去最高にのぼり、平成18年度においてもそれを上回る勢いとなっている。DV防止法の見直しでは、その対象となる加害者や被害者の定義を広め、法律の実効性を高めるよう要望される一方、被害者の生活自立および再建など総合的支援のあり方が課題として残されている。

児童虐待については、児童虐待防止法により県の管轄である児童相談所のほか、市町村の児童福祉課で対応できることとなったことから、地域における各専門機関などとの連携強化が不可欠となっている。

また、障害者自立支援法が平成18年4月に施行されたことにより、だれもが契約当事者となり得る時代となった。介護保険制度にも見られるように、判断能力が不十分な状態で公正な取引が可能なのかどうかといった問題が残されており、地域福祉権利擁護事業との関係も含め、成年後見制度のあり方について議論されはじめている。

こうした背景を受けて、平成18年度は次のような事業を行った。

まず、第一に、ギャンブル依存症問題解決支援事業について、平成18年度も引き続き県福祉総合相談センター（県精神保健福祉センター）との共催で事業活動を行なった。平成19年度は共催ではないものの、引き続き側面的支援を受けるということで合意に達している。

第二に、平成18年7月14日付けで、県配偶者暴力被害者支援事業より補助金が交付された。その結果、DV被害者に対する生活自立資金支援においては、県の定義による自立支援と当NPO法人による自立支援との2階建の構図が出来上がっており、全国的にもめずらしい官民一体の総合的支援を可能としている。なお、平成19年度も引き続き、補助金が交付されている。

第三に、子どもの権利擁護推進事業において、平成17年度に引き続き、子どもの権利を守る弁護士有志グループ15名の協力をいただき、子どもの幸せを守る無料法律相談を開催した。これまで、親権や養育費の問題などが相談の多くを占めていたが、昨今の社会

1. 議事

「第1号議案 第5期（平成18年度）事業報告ならびに貸借対照表、収支計算書、財産目録の承認の件」

（報告者 阿部江利子事務局担当）

事務局は、総会議案書および別冊資料にもとづいて事業報告ならびに貸借対照表、収支計算書、財産目録等決算関係について説明した。

社会情勢について、平成13年に制定されたDV防止法は3年ごとに見直しが行なわれているが、平成16年はその1回目の見直し、そして平成19年には2回目の見直しが行なわれることとなっている。平成17年度における全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は過去最高にのぼり、平成18年度においてもそれを上回る勢いとなっている。DV防止法の見直しでは、その対象となる加害者や被害者の定義を広げ、法律の実効性を高めるよう要望される一方、被害者の生活自立および再建など総合的支援のあり方が課題として残されている。

児童虐待については、児童虐待防止法により県の管轄である児童相談所のほか、市町村の児童福祉課で対応できることとなったことから、地域における各専門機関などとの連携強化が不可欠となっている。

また、障害者自立支援法が平成18年4月に施行されたことにより、だれもが契約当事者となり得る時代となった。介護保険制度にも見られるように、判断能力が不十分な状態で公正な取引が可能なのかどうかといった問題が残されており、地域福祉権利擁護事業との関係も含め、成年後見制度のあり方について議論されはじめている。

こうした背景を受けて、平成18年度は次のような事業を行った。

まず、第一に、ギャンブル依存症問題解決支援事業について、平成18年度も引き続き県福祉総合相談センター（県精神保健福祉センター）との共催で事業活動を行なった。平成19年度は共催ではないものの、引き続き側面的支援を受けるということで合意に達している。

第二に、平成18年7月14日付けで、県配偶者暴力被害者支援事業より補助金が交付された。その結果、DV被害者に対する生活自立資金支援においては、県の定義による自立支援と当NPO法人による自立支援との2階建の構図が出来上がっており、全国的にもめずらしい官民一体の総合的支援を可能としている。なお、平成19年度も引き続き、補助金が交付されている。

第三に、子どもの権利擁護推進事業において、平成17年度に引き続き、子どもの権利を守る弁護士有志グループ15名の協力をいただき、子どもの幸せを守る無料法律相談を開催した。これまで、親権や養育費の問題などが相談の多くを占めていたが、昨今の社会

問題として学校でのいじめがクローズアップされはじめたことを受けて、平成18年12月には、特にいじめ問題にテーマを絞って無料法律相談を開催した。

さらに、第四として、矢巾町社会福祉協議会暮らしの相談所より協力要請があり、相談員の派遣のほか、矢巾町社会福祉協議会が関わった相談案件について、当NPO法人が連携を図りながら対応を行なった。

これらの事業に関わる平成18年度の相談状況であるが、電話相談および面接相談については前年度と比べ減少したものの、男女の比率は1対2と男性からの相談が増加している。また、ギャンブル依存症夜間グループカウンセリングについては前年度より増加しており、特に、依存症本人によるグループカウンセリングの利用者が増加している。

これら事業活動により平成18年度の財務状況は、会費および寄付金収入が大きな収入源となっており、それに委託事業である家計簿診断および夜間グループカウンセリング会費が加わり約470万円の収入となっている。一方、支出に関しては、家賃、広告宣伝費が支出の大きなウエイトをしめており、約347万円の支出となっている。税務申告に関しては、特定非営利事業の中でも、税法上収益33事業の一つである委託事業について、収益事業として申告の対象となっている。なお、資産はすべてが預貯金などの流動資産であり、約800万円となっている。

以上の旨、報告を行った。

引き続き、川村憲司監事より、特定非営利活動促進法および定款に準拠して会計処理が行われている旨の監査報告がなされた。

議長は第1号議案及び監査報告について審議を諮ったが、特に質疑は無かった。

議長は第1号議案及び監査報告について挙手による賛否を求めたところ全員賛成により異議なく原案どおり承認可決された。

「第2号議案 第6期（平成19年度）事業計画承認の件」

（提案者 阿部江利子事務局担当）

事務局は、総会議案書および別冊資料にもとづいて、第6期の事業計画について、特定非営利事業活動計画、会費・寄付金募集の目標設定、収支予算案等の提案をした。

昨年度同様、引き続き特定非営利事業活動を行う。DV、児童虐待、いじめ、自殺、多重債務など社会的に注目された事件の背景には、家族や生活といったキーワードが隠れており、心と暮らしの相談支援事業の一層の充実を図ることで社会的ニーズにこたえていくべ

問題として学校でのいじめがクローズアップされはじめたことを受けて、平成18年12月には、特にいじめ問題にテーマを絞って無料法律相談を開催した。

さらに、第四として、矢巾町社会福祉協議会暮らしの相談所より協力要請があり、相談員の派遣のほか、矢巾町社会福祉協議会が関わった相談案件について、当NPO法人が連携を図りながら対応を行なった。

これらの事業に関わる平成18年度の相談状況であるが、電話相談および面接相談については前年度と比べ減少したものの、男女の比率は1対2と男性からの相談が増加している。また、ギャンブル依存症夜間グループカウンセリングについては前年度より増加しており、特に、依存症本人によるグループカウンセリングの利用者が増加している。

これら事業活動により平成18年度の財務状況は、会費および寄付金収入が大きな収入源となっており、それに委託事業である家計簿診断および夜間グループカウンセリング会費が加わり約470万円の収入となっている。一方、支出に関しては、家賃、広告宣伝費が支出の大きなウエイトをしめており、約347万円の支出となっている。税務申告に関しては、特定非営利事業の中でも、税法上収益33事業の一つである委託事業について、収益事業として申告の対象となっている。なお、資産はすべてが預貯金などの流動資産であり、約800万円となっている。

以上の旨、報告を行った。

引き続き、川村憲司監事より、特定非営利活動促進法および定款に準拠して会計処理が行われている旨の監査報告がなされた。

議長は第1号議案及び監査報告について審議を諮ったが、特に質疑は無かった。

議長は第1号議案及び監査報告について挙手による賛否を求めたところ全員賛成により異議なく原案どおり承認可決された。

「第2号議案 第6期（平成19年度）事業計画承認の件」

（提案者 阿部江利子事務局担当）

事務局は、総会議案書および別冊資料にもとづいて、第6期の事業計画について、特定非営利事業活動計画、会費・寄付金募集の目標設定、収支予算案等の提案をした。

昨年度同様、引き続き特定非営利事業活動を行う。DV、児童虐待、いじめ、自殺、多重債務など社会的に注目された事件の背景には、家族や生活といったキーワードが隠れており、心と暮らしの相談支援事業の一層の充実を図ることで社会的ニーズに応じていくべ

きと考える。また、他の専門機関との連携を強化することで社会的サービスの供給とそのシステム化を図っていきたいと考える。

会費および寄付金募集については、昨年同様の目標設定とし、引き続き努力していく所存である。

これらをふまえて、平成19年度の収支予算については、収入と支出の数字そのものに上下変動はあるものの、支出水準を70パーセントに抑える努力をしつつ、社会貢献のために、いかに資産を有効活用するかを考えながら事業展開を図りたいと考えている。なお、本年度新規取り組みとして、県精神保健福祉センターとの協力のもと当NPO法人が主体となってギャンブル依存症に関するマニュアル本を編集、発行する計画である。

以上の旨、説明を行った。

議長は第2号議案について審議を諮ったが、特に質疑は無かった。

議長は第2号議案について挙手による賛否を求めたところ全員賛成により異議なく原案どおり承認可決された。

「第3号議案 平成19年度会費金額承認の件」

(提案者 阿部江利子事務局担当)

事務局は、総会議案書にもとづいて、平成19年度の会費金額について提案し、昨年度の会費金額と同額としたい、との説明を行った。

議長は第3号議案について審議を諮ったが、特に質疑は無かった。

議長は第3号議案について挙手による賛否を求めたところ全員賛成により異議なく原案どおり承認可決された。

1.議長退任

議長は全ての議事を終了したので書記を解任し、議長を退任した。

1.閉会の辞


小泉寛理事が閉会の挨拶をおこない、午前11時10分散会した。

以上で全ての議案審議を終了したので、議長は議事録を作成し、議事録署名人とともに捺印した。

平成 19 年 5 月 24 日

特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンター
第 5 回 総会

議 長 佐々木 順子 

議事録署名人 阿部 和平 

議事録署名人 左藤 卓一 